

調布市都市公園内の占用物件等に係る使用料の改正について

1 都市公園法第5条第1項に規定する公園管理者以外の者の公園施設の設置に係る使用料の改定（第9条関係）

公園施設種別	単位	単位使用料額（現行）	単位使用料額（改定案）	増加額	増加率
法第5条第1項の規定により設置し、又は管理する公園施設	占用面積1平方メートルにつき1年	5,440円	6,490円	1,050円	1.193

2 都市公園法第6条第1項及び第3項に規定する都市公園の占用に係る使用料の改定（第9条関係）

占用物件種別	単位	単位使用料額（現行）	単位使用料額（改定案）	増加額	増加率
第一種電柱（電柱のうち3条以下の電線を支持するもの）	1本につき1年	3,040円	3,630円	590円	1.194
第二種電柱（電柱のうち4条又は5条の電線を支持するもの）		4,680円	5,580円	900円	1.192
第三種電柱（電柱のうち6条以上の電線を支持するもの）		6,310円	7,530円	1,220円	1.193
第一種電話柱（電話柱のうち3条以下の電線を支持するもの）		2,720円	3,240円	520円	1.191
第二種電話柱（電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するもの）		4,350円	5,190円	840円	1.193
第三種電話柱（電話柱のうち6条以上の電線を支持するもの）		5,990円	7,140円	1,150円	1.192
その他の柱類		270円	320円	50円	1.185
共架電線（電柱又は電話柱を設置する者が当該電柱又は電話柱に設置する電線）その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	27円	32円	5円	1.185
地下電線その他地下に設ける線類		16円	19円	3円	1.188
公園に設ける変圧器	1個につき1年	2,660円	3,180円	520円	1.195
地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,630円	1,940円	310円	1.19
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	5,440円	6,490円	1,050円	1.193

水道管・下水道管・ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	110円	130円	20円	1.182
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		160円	190円	30円	1.188
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの(※1)		240円	290円	50円	1.208
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		320円	380円	60円	1.188
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		490円	580円	90円	1.184
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		650円	770円	120円	1.185
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,140円	1,360円	220円	1.193
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,630円	1,940円	310円	1.190
	外径が1メートル以上のもの		3,260円	3,890円	630円	1.193
	法第7条第3号及び第6号に掲げる工作物		6,340円	8,710円	2,370円	1.374
その他の工作物	上空に設ける通路(※2)		3,800円	5,230円	1,430円	1.376
	地下に設ける通路(※3)		5,440円	6,490円	1,050円	1.193
	その他のもの		5,440円	6,490円	1,050円	1.193
その他の工作物(工事用仮囲い、足場等)		占用面積1平方メートルにつき1年	5,440円	6,490円	1,050円	1.193

※1 令和8年度は280円 令和9年度から290円

※2 令和8年度は7,600円 令和9年度から8,710円

※3 令和8年度は4,500円 令和9年度から5,230円